Q_{24} ＝ 0.018

R_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21} ＝ 0.032

S_{22} ＝ 0.032

S_{23} ＝ 0.031

S_{24} ＝ 0.030

T_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{21} ＝ 0.051

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

W_{22} ＝ 0.051

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 16 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

Y_{15} ＝ 0.034

Y_{16} ＝ 0.033

Y_{17} ＝ 0.032

Q_{24} ＝ 0.018

R_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

S_{21} ＝ 0.032

S_{22} ＝ 0.032

S_{23} ＝ 0.031

S_{24} ＝ 0.031

T_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{21} ＝ 0.051

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

W_{22} ＝ 0.051

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 16 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

Y_{15} ＝ 0.034

Y_{16} ＝ 0.033

Y_{17} ＝ 0.032

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日